

一般廃棄物収集運搬業許可証

大阪市指令 環境事第 156 号
令和 6 年 4 月 1 日

住 所 大阪市西区九条南一丁目 9 番 2 5 号

〔法人にあっては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名 大鵬興業株式会社
代表取締役 川村 知明

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

大阪市長 横山 英幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証します。

許 可 番 号	第 0 3 0 0 4 6 号
許 可 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令和 8 年 3 月 31 日
事 業 の 範 囲	一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬
区 域	大 阪 市 内 全 域
許可の条件	裏 面 の と お り